構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

朝来市

2 構造改革特別区域の名称

朝来市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

朝来市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 朝来市の特徴

朝来市は、兵庫県のほぼ中央に位置し、京阪神からは鉄道、高速道路等を利用しておよそ1時間半から2時間の距離にあり、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝である。

また、総面積の4分の3を森林が占め、瀬戸内海に流れる市川と日本海に流れる円山川などの源流地域で、兵庫県の南北の分水嶺でもあり、多様で豊かな自然資源は朝来市最大の地域資源となっている。

このような豊かな自然環境を活かして、人にも自然にも優しい環境保全型農業の推進や、水稲や柔らかな絶妙な味である「岩津ねぎ」などの生産が行われている。また、市内には2軒の歴史のある造酒屋があり、味わい深い地酒造りが行われている。

(2) 朝来市の観光

朝来市は古くから栄えたことを物語る多くの史跡等があり、国史跡に指定されている近畿地方最大の円墳の茶すり山古墳、807年に開坑されたと伝えられている生野銀山、日本最古の鋳鉄橋などがある。なかでも標高 353.7mの山頂に位置する竹田城跡は、完存する石垣遺跡としては全国屈指のもので国史跡に指定されている。

近年、竹田城跡の人気が急激に広がり、平成18年度に84万人だった朝来市の観光客入込数が平成24年度には100万人に達するなど年々増加しており、特に竹田城跡にあっては、平成18年度に2万人だった観光客入込数が平成24年度には23万人を超す状況になるなど、京阪神のみならず全国各地から多くの観光客が訪れている。逆に、このような急激な観光客入込数の増加に対応した受入れ態勢が整わず、現在、行政と地域住民が一緒になり観光のまちづくりを行っている。

(3) 朝来市の課題

朝来市では過疎化が進み、昭和 45 年 (1970 年) の国勢調査時で 39,506 人であった人口が、平成 22 年 (2010 年) には 32,814 人と年々人口減少が深刻化している。特に、年少人口の割合は昭和 55 年 (1980 年) に 20.9%であったが平成 22 年 (2010 年) には 13.2%となり、また老齢人口の割合は、昭和 55 年 (1980 年) に 16.1%であったのが平成 22 年 (2010 年) には 30.3%となり少子高齢化が進展している。

このような高齢化の状況は、集落単位の地域自治に限界をきたしているところもある。また、農業後継者不足に影響し、朝来市内の農地 2,254ha のうち126ha (5.6%) が耕作放棄地になっており、特に高齢化が進む地域(小学校区)では、耕作放棄地が農地面積の20%に達しているところもある。

このような状況下で、農業、加工、販売を農業者が主体的に展開し、第6次 産業化を図ることで、農業の活性化、観光客との連携など総合的に地域課題の 解決や活性化を図る必要がある。

(4) 朝来市のまちづくり

朝来市は、市民憲章及び朝来市自治基本条例においても、「市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、考え行動し、ともに助け合いながらまちをつくっていく」ということを基本理念とし、市民自治のまちづくりの実現をめざし、さまざまな事業を展開している。

特に、概ね小学校区単位に組織された地域自治組織「地域自治協議会」では、「自分たちの地域の課題は自分たちで解決していく」という考えのもと、地域住民自らで助け合いながら地域のあらゆる課題を解決している。このように、地域をベースとした市民活動は、テーマ別(分野別)の市民活動にも波及し、市内のあらゆる市民活動が活発化しつつある。

5 構造改革特別区域計画の意義

朝来市の農業を取り巻く環境は、少子高齢化と過疎化の進行による農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など厳しさが増しているが、環境保全型農業の推進を中心として付加価値のある農産物の生産などにより農業の魅力を再認識する取組を進めている。特に、コウノトリを育む農法や無農薬・減農薬による農法など特徴のある取組により、研修生の受け入れや I・U ターン者による新規就農者などが少しずつ増えつつある状況である。

このような中において、新たな地域資源となる濁酒の生産は、農産物の生産・加工・販売を一連に行うことにより、新たな農業の魅力や新たな農業従事者の創出、農業の活性化が期待できる。また、急激に増えつつある朝来市への観光客との交流など、環境・体験学習や観光・交流事業などと連携した農地の多面的機能の活用など、農業従事者のみの取組に限らず総合的な地域の取組として、高齢化が進展していく中で地域の活性化に寄与していくことが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

急激に観光客が増えていることもあり、観光客の受け入れ態勢が整っておらず、特に、地域住民と観光客との関わりや、地域活性化との連携が出来ていないのが現状である。特例措置を活用することにより、濁酒の製造、原料となる米の生産などを通して地産地消の推進、また米の生産過程による農業体験や、濁酒の提供・販売過程による観光客との交流などにより、観光客と地域とのつながりを創出し、農村地域の活性化につなげることを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、農業体験、濁酒をはじめとする農産物・農産物加工品の提供・販売、消費拡大など、通過型観光から滞在型観光への転換を図る。また、これらの活動をとおして、農業体験など交流人口の増加、新規就農者の増加、耕作放棄地の解消など農村地域の活性化につながることが期待できる。

さらに、濁酒製造過程で朝来市産の間伐材を燃料に使用することで、市内の間伐材を有効活用し、森林資源の利活用の促進、森林の機能強化を図るなど、農業だけでなく林業の活性化に向けた仕組みづくりにも期待できる。

年 度	実 績			目標	
	18 年度	21 年度	24 年度	25 年度	28 年度
観光客入込数 (千人)	841	803	1,023	1, 150	1, 300
内竹田城跡 (千人)	20	35	237	300	400
農業体験者数 (人)	120	120	140	200	300
濁酒製造件数 (件)		_	_	1	2
耕作放棄地面積 (ha)	_	56. 99	126.68	124. 88	119. 48
森林間伐面積 (ha)	575	1, 085	1, 081	1, 200	1, 500

[※]森林間伐面積平成24年度に記載値は未確定なため平成23年度実績を記載

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン、飲食店、農家民宿など)を併せて営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料として特定酒類(その他醸造酒(以下「濁酒」という。))を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特例事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2)事業が行われる区域 朝来市全域
- (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する者が濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家レストランや飲食店、農家民宿などを併せて営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には製造免許に係る最低製造数量基準を適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒の製造は、小規模ながら農家の収入として農業経営の安定化につながると ともに、新しい特産品の創造となり、農村地域の活性化、観光客等の都市農村交 流など交流人口の増加が期待できる。

このような市民の自発的な取組が広がることは、市民自治のまちづくりを推進していく本市の取組や地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者と して必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となる。 本市においては、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとと もに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。